大野町高度処理型合併浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、町が行う高度処理型合併浄化槽設置整備事業の補助金交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象浄化槽）

第２条　この要綱において、補助対象となる浄化槽は、窒素除去能力以上を有する高度処理型の浄化槽とし、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率９５％以上、放流水のBOD１０mg／l（日間平均値）以下、総窒素濃度及び浮遊物質量が１０mg／l以下の機能を有するものをいう。

（補助対象事業等）

第３条　町長は、次の各号に定める地域内に住所を有する者（居住の用に供する建物の完成後に住所を有する者を含む。）で、居住の用に供する建物に処理対象人員５０人以下の高度処理型合併浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。この場合において、設置には単独浄化槽及びくみ取り槽の撤去に必要な工事（高度処理型合併浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合に限る。）、単独浄化槽及びくみ取り槽から高度処理型合併浄化槽への転換（建物の建て替え、増築又は改築に伴う場合を除く。）に付帯して行う宅内配管工事（浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び建物の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事）を含むものとする。

（１）　下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項又は第２５条の３第１項の事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）及び農業集落排水施設による予定処理区域（以下「農業集落排水計画区域」という。）以外の地域

（２）　下水道の整備が原則として７年以上見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第１４条の８第１項に規定する生活排水対策重点地域に該当する地域

（３）　前各号にかかわらず町長が特に認めた場合

２　前項に規定する高度処理型合併浄化槽は次の各号に適合するものとする。

（１）　全国合併浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全浄協」という。）の機能保障制度の登録をうけていること。

（２）　社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）の機能保証制度又は社団法人岐阜県浄化槽連合会（以下「岐浄連」という。）の生涯機能保証制度の登録をうけていること。

３　第１項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

（１）　法第５条第１項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項の規定に基づく確認を受けずに高度処理型合併浄化槽を設置しようとする者

（２）　販売又は賃貸の目的で建物を建築し又は所有している者

（３）　交付申請しようとする者であって、本人、世帯員及び設置浄化槽に排水する建物に居住する者のうちに町税等（大野町税条例（昭和３６年大野町条例第１４号）第３条第１項に掲げる町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに当該町税に係る延滞金）を滞納している者があるもの

（４）　合併処理浄化槽が設置された建物の建て替え、増築若しくは改築に伴い高度処理型合併浄化槽を設置し、又は既設合併処理浄化槽の更新のため高度処理型合併浄化槽を設置する者

（５）　その他町長が適当でないと認めた者

（補助金額）

第４条　新設の高度処理型合併浄化槽に対する補助金の額は、高度処理型合併浄化槽の設置に要する費用の１０分の９以内とする。ただし、別表の人槽区分欄に掲げる区分に応じ、補助限度額欄に定める額を限度とする。

２　前条第１項の単独浄化槽の撤去工事を伴う場合は、別表の補助限度額欄に定める額に撤去に必要な費用を加えるものとする。ただし、加算額は１２０千円を限度とする。

３　前条第１項のくみ取り槽の撤去工事を伴う場合は、別表の補助限度額欄に定める額に撤去に必要な費用を加えるものとする。ただし、加算額は９０千円を限度とする。

４　前条第１項の宅内配管工事を伴う場合は、別表の補助限度額欄に定める額に宅内配管に必要な費用の１０分の９の額を加えるものとする。ただし、加算の額は３００千円を限度とする。

（補助金交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

（１）　浄化槽設置届出書又は浄化槽設置通知書の写し

（２）　浄化槽工事請負契約書の写し

（３）　全浄協登録証の写し

（４）　全浄協登録浄化槽管理票C票

（５）　全浄連の機能保証登録証又は岐浄連の生涯機能保証登録証

（６）　その他町長が必要と認める書類

（補助金交付決定）

第６条　町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

２　町長は、前項の規定により、補助金を交付するとして決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（様式第３号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請等）

第７条　前条第２項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第４号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　補助対象者は、補助事業が予定の期間内までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（中間検査）

第８条　町長は、補助事業を適正に執行するため、高度処理型合併浄化槽の据付工事の状況を、必要に応じ施工現場において確認及び中間検査をする。

（事業実績報告）

第９条　補助対象者は、補助金に係る事業が完了したときは、事業完了後３０日以内又は、事業年度の３月２０日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第５号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

（１）　法定検査の依頼書又はそれに代わる書類の写し

（２）　浄化槽保守点検・清掃との業務委託契約書又はそれに代わる書類の写し

（３）　浄化槽工事チェックリスト

（４）　浄化槽施工工事写真一式

（５）　位置図・平面図・配管図面一式

（６）　工事内訳明細書

（７）　その他町長が必要と認める書類

（完成検査）

第１０条　町長は、補助事業を適正に執行するため、高度処理型合併浄化槽の設置工事の状況を施工現場において確認及び完成検査をする。

（補助金交付額の確定）

第１１条　町長は、第９条の規定により提出された事業実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金交付申請書の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第６号）により補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第１２条　町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第７号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。なお、補助金交付請求書は当該年度末までに提出しなければならない。

（補助金交付決定の取り消し、返還）

第１３条　町長は、補助金の確定通知又は補助金の交付を受けた者が、この要綱に反する行為があると認めたときは、当該決定の全部又は、一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和４年度以前の会計年度に属する町税に係る督促手数料については、この要綱による改正後の大野町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱、大野町高度処理型合併浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、大野町高度処理型合併浄化槽（戸建分譲住宅）設置整備事業補助金交付要綱、大野町国民健康保険等の被保険者に係る人間ドック費用助成事業実施要綱、大野町木造住宅耐震診断事業実施要綱、大野町定期路線乗合バス乗車券に対する助成事業実施要綱、大野町担い手支援特別対策事業補助金交付要綱、大野町防災士養成事業補助金交付要綱、大野町高校生通学定期券等補助金交付要綱、大野町空家等改修補助金交付要綱、大野町空家等除却補助金交付要綱、大野町高齢者等買物支援助成事業実施要綱、大野町荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱、大野町観光ガイド事業支援補助金交付要綱、大野町結婚新生活支援事業補助金交付要綱、大野町ブロック塀等の安全確保事業に関する補助金交付要綱、定期路線乗合バス（大野名古屋高速系統）回数乗車券購入助成事業実施要綱、学生通学定期券等購入補助金交付要綱、大野町住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付要綱、大野町まちづくり特産品開発促進事業補助金交付要綱及び大野町新築住宅の移住定住補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第４条関係）

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人槽区分 | 標準工事費 | 補助限度額 |
| ５人槽 | ８８２，０００ | ７９３，０００ |
| ６～７人槽 | １，０８０，０００ | ９７２，０００ |
| ８人槽以上 | １，４０４，０００ | １，２６３，０００ |